



こさがわちょう

第153号

令和5年4月12日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-67-7904

FAX 0735-72-1858



佐田のちょうちんでライトアップ

令和5年3月定例会（3月1日～3月16日）

新年度予算、質疑応答 2～8ページ

令和4年度補正予算 9～10ページ

一般質問に4議員 11～15ページ

臨時会、条例、編集委員会より 16～18ページ

令和5年度当初予算・条例改正などを審議

古座川町議会は3月定例会を開き、執行部から提案された令和4年度一般会計及び特別会計補正予算案9件、令和5年度一般会計及び特別会計予算案8件、条例関係10件、その他3件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

令和5年度当初予算

残土処理場測量設計業務委託料など

一般会計30億7810万円を可決

施政方針に 対する質疑

問

まちづくり基本構想を掲げているが、皆さん本心に協議をされた中での方針として掲げたのか。

基本構想は平成31年に出ている。社会資本整備総合交付金について本心に検討されたのか確認したい。

答

政策推進会議において協議はおこなっている。

このまちづくり構想は古座川町独自のものである。高速道路の延伸もあり、まちづくりの基本的な考え方として、当時計画策定し4つの基本方針が出来て

いる。この4つの柱を中心にまちづくりを進めて来た。

まちづくり基本構想の社会資本整備総合交付金についてはあくまでも参考である。

問

農地の効率的な利用、耕作放棄地の解消を推進するとは、具体的な考えは。

答

例年おこなっている農地流動化助成事業、また、農業用機械の補助を支援する。

問

ジビエ事業について、ふるさと振興公社から外れた時、どこが運営していくのか。

答

本年度までふるさと振興公社へ委託していたが、公社はぼたん荘

の運営が出来ないということになった。公社が公社として残るのを見きわめながら協議していく。

また、町営も含めて考えていく。

問

ジビエ事業についての協議はどこまで進んでいるのか。1000万円余りの黒字になっていると聞いているが、法的な整理をおこなうことになれば黒字額については、ふるさと振興公社の今後のあり方によって大きく左右される。そういう点での今後の見通しは。

答

公社が4月以降解散するなどの方針は、まだ決まっていない。ジビエ事業における黒字額については、公社が

どういう形で解散に向けて精算に入るのか見極めながら協議していく。

問

首都圏での移住定住相談会やフェアについて参加するの、また事前告知はあるのか。

答

開催時期についてはまだ確認していないが、コロナ禍で殆んど参加していないので積極的に参加していきたい。

問

林業施策について、重機での木材の搬出は、山が荒れるので問題になっている。

産業建設常任委員会でも視察に行き、今後について検討中であるが、町としてどのような見解を持っているのか。

答

林野庁にある作業道の設置指針などに基づいて、指導していく必要があると考える。今後研究しながら対応を考えていく。

問

林業施策で、新たに危険木の伐採、撤去及び処分補助金を交付する事業に対する内容及び要綱や規定はあるのか。

答

要綱案は作成している。

補助対象者は危険木の所有者。また、危険木が倒れることで直接的な被害を受ける恐れのある者。補助率は伐採、撤去及び処分に必要経費の1/2以内で補助上限は15万円。



森林作業道作設ガイドライン

問

観光振興について、ぼたん荘の一時閉館に対する町民への周知をどうしていくのか。

答

ふるさと振興公社は、営業の予定などホームページで周知はされていると思う。

町としては現状を今週

週の見直しを入れる予定で、指定管理を3月末でいったん停止。

令和5年度に改修を進め、6年度の再出発に向けて取り組む。

問

町内道路（国道・県道）の維持修繕に関する件で、白線が消えており夜間走行の危険度が高い。県への要望が必要だと理解するが、気配り目配りをしてもらいたい。

答

白線が消えて夜間または、運転しづらい所は多々あると思う。殆んどが、国道、県道なので、串本建設部へ要望する。

問

道路監視員は週3日2人で草刈りや側溝掃除が出来るのか。またどの路線を考えているのか。

答

路線の確定はしていない。主要な路線や集落間など重点的に考えている。

初めての試みであり、人数などは今後実施しながら検討が必要と思われる。

問

高速道路へのアクセス道路整備について、令和5年1月24日に国土交通省へ古座川町から要望に行ったがその後の状況は。

答

3月7日和歌山県議会（本会議）で道路改良事業費として4000万円措置された。（県道田原古座線）

問

高速道路残土処理場整備について、関係地区（池野山区）への説明について町長の考えは。

答

具体的には県などと協議をおこないながら、どのような形で処理場へ土を運ぶのかなど、詳細な設計業務と絡めないことと決まらないうことだが、現状をお話し出来る範囲で地区へ説明させて頂く。また、業務をおこないながら地区とも協議し進めていきたい。

問

教育指導員の配置とは、正規の教員を配置するという意味ではないと思うが、指導員になつてくれる方がいるのか、見通しを持つての施策なのか。

答

正規の職員ではない。業務内容は、不登校への対応、小中学校の教員の指導助言など。教育に関する実践的な知見を有する職員が必要で、退職教員などの任用を予定。

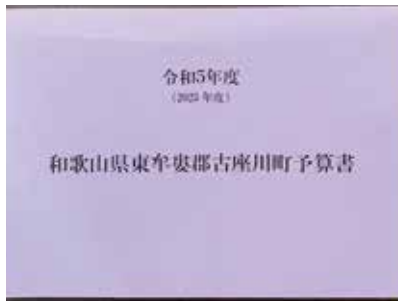
問

新規事業の高校生就学支援は町内在住の高校生が対象か。また町

外へ下宿している生徒も対象になるのか。

答

遠方の高校で住所を移していても、両親、保護者が古座川町に住所を有しておれば対象となる。



当初予算に
対する質疑

総括質疑

問

2021年度の監査報告を2023年度の予算編成に当たってどう反映しているのか。

答

減額するところは減額し、上げるところは上げていく。そういう予算編成をしている。

令和5年度については、令和3年度の決算を踏まえて予算編成をしている。

歳出

総務費

問

建物災害共済保険、森林災害共済保険の対象物件とその補償内容は。

答

建物については、学校、体育館、集会所、庁舎などである。火災と地震に対応している。森林については、町有地の森林に保険をかけている。火災、風水害などに対応している。

問

七川診療所の敷地借り上げ料は毎年払っているが、地主とは買収交渉をしたことがあるか。

答

交渉はしたことはないが、今後検討していく。法定外公共物補修工

事はどこをやるのか。

答

災害などによる堆積土砂の回収や、突発的な改修のため予算を計上している。今回は追野々の水路補修工事として300万円計上している。延長31メートルを計画している。

問

ふるさとバス運行委託料が、2838万円計上されているが、一括委託を修繕料と管理料と運航委託料に分けたと理解する。分けたうえで、同じところへ委託するということが。

答

安全点検などは委託業者に委託し、修繕についてはこちらへ修繕費を請求してもらうことになる。



民生費

問

配食サービス事業委託料で476万1000円計上されている。資材が高騰している中で、事業者とどのような話をしたのか。

答

物価高騰の影響で、原材料が上がり、業者との話し合いで、1食当たり30円の値上げになった。

問

シルバー人材派遣手数料が計上されている。複合センターに一人配置することだが、業務内容と勤務時間は。

答

35万2000円計上している。運営を手伝ってもらつつもりである。留守にするわけにはいかない。時間は決めていない。一人で厳しければ、もう一人ということも考えている。

衛生費

問

健康増進費の中で需用費、食糧費として、2000円計上されているが何か。

答

胃のレントゲン検査の時に、バリウムや下剤を飲むための水の代金である。

問

アメリカカンザイシロアリ対策事業で、令和4年度は補助金で、5年度は負担金となっている。その違いは何か。またその進捗状況は。

答

県の事業形態が変わり、変更している。各家庭で防除処理などをしてもらい、薬剤購入に対する補助をしているところである。

農林水産業費

問

大学等連携交流助成金の内容は。

答

令和4年度も大学生に来てもらい、観光事業とか地域活性化事業について、課題を抽出し、発表してもらった。アイデアが参考になった。続けていきたいと考えている。

問

森林の意向調査業務委託の進み具合は。

答

計画に基づいて実施していると聞いている。令和5年度は添野川、三尾川地区500件、2300ヘクタールを予定していると聞いている。今のところ計画通りに進んでいるのではないかと。

問

森林環境譲与税がたまってきているので、将来的に事業体を作つて、事業者を募集し、活動する方向は考えられないか。

答

有効に使わないともつたいないので、検討して精査してみたい。協力をいただければありがたい。

商工費

問

ハイキングルート維持管理業務委託料が計上されているが、標識や看板が落ちているところがある。管理の状況は。

答

本年度は国王山、嶽の森、峯の山の整備をしている。情報があれば、直しているが、定期的に巡回しているのではない。不備の無いようにしたい。

問

一枚岩の上流側に休耕田があるが、嶽の森へ登る人の駐車場として、整備できないか。

答

お願いすれば、ゆずつてもらえる可能性があると思うので、担当課と協議する。

問

日本オオサンショウウオの会全国大会に補助金がついているが、計画と中身は。またどのような効果を期待しているのか。

答

巡視員を組み合わせると考えている。初めての試みで、難しいところもあるが、状況を



下露の山崩れ (県道)

土木費

答

記念講演や地元発表、学生の研究発表、現地観察会である。自然や景観で、古座川町のPRにつながるかと考えている。

問

町道の草刈り費用は450万円だが、昨年度(令和3年)並みのキ口数は確保できるのか。

答

巡視員を組み合わせると考えている。初めての試みで、難しいところもあるが、状況をして

消防費

問

デジタル防災工事の年度計画については。

答

令和5年度で、1821万6000円計上している。継続工事である。単年度の工事費ではなく、出来高生産で計画をしている。

教育費

問

中央公民館の屋上防水工事で、1217万円計上されている。3、4年前にも防水工事をやったが、今回はどういう状況か。

答

平成29年度は半分だった。今回は残りの半分を工事する。建物が建ってから防水はやっていないので、今回残りの半分をやれば止まると、業者には聞いている。

答

大規模な災害になれば足りないので、補正予算をお願いしたい。

一般会計

討論

反対

予算案を検討するとき、町長の政治姿勢を含めて判断しなければならぬ。

住民サービスの充実を実施していることについては高く評価する。しかし町民の生活は大半、国の法律や制度で決まる。西前町政には、国民の苦しみの大もとを変えるという姿勢が見られないので反対する。

賛成

質疑応答で疑問や質問を投げかけて、回答をもらい、納得したので賛成する。

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男



国民健康保健会計

討論

反対

政府は自らの責任を放棄し、国保財政の赤字を理由に運営を都道府県に移した。古座川町は国、県の方針に従い、国保税を引き上げてきた。町民の願いとは違うので反対する。

賛成

この制度は古座川町単独では成り立たない。県と足並みをそろえるのは当然である。日本国民である以上、サ-

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男

七川診療所会計

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男

明神診療所会計

採決

賛成多数で可決。

賛成者

佃奈津代 瀧口定延

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男

へき地診療所会計

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男

簡易水道会計

全会一致で可決。

介護保険会計

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男

後期高齢者医療会計

討論

反対

後期高齢者の保険料は引き上げられ、耐え難い額になっている。高い保険料と窓口負担を前提とする予算に反対する。

賛成

応分の負担は必要である。高齢者の保険料を引き下げるばかりでは、若者に負担がいくばかり。後期高齢者も収入に応じて負担すべきである。

採決

賛成多数で可決。

反対者

洞佳和 谷孝士

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 大屋一成
榎原貴子
淡佐口幸男



問 工事請負額が、現年単独災害復旧工事で、500万になつていますが、もう少し上げてよかったですのではないかと聞かれています。

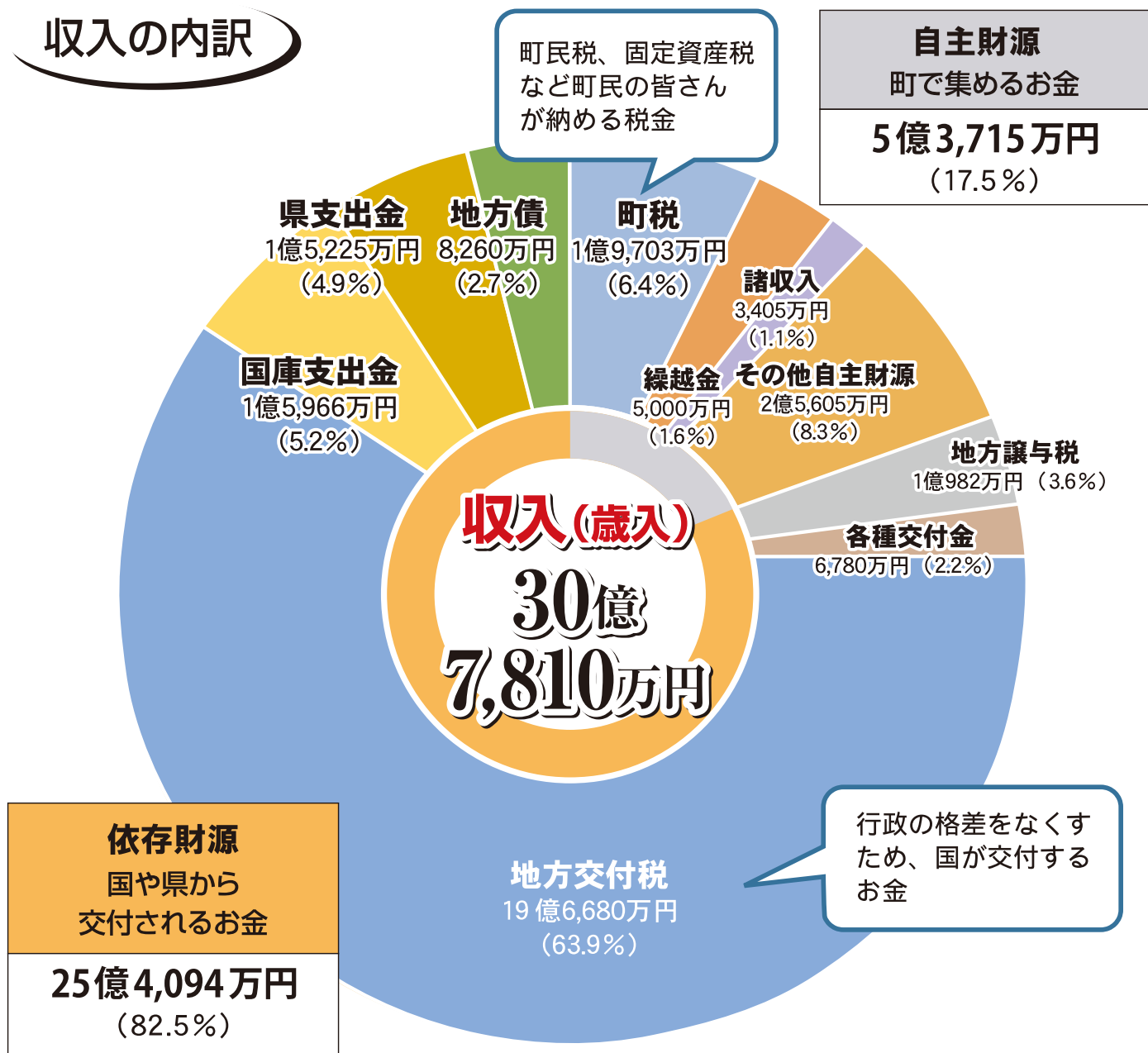
問

災害復旧費

残土処理測量設計業務

約1億3,630万円増【前年度比 4.6%増】

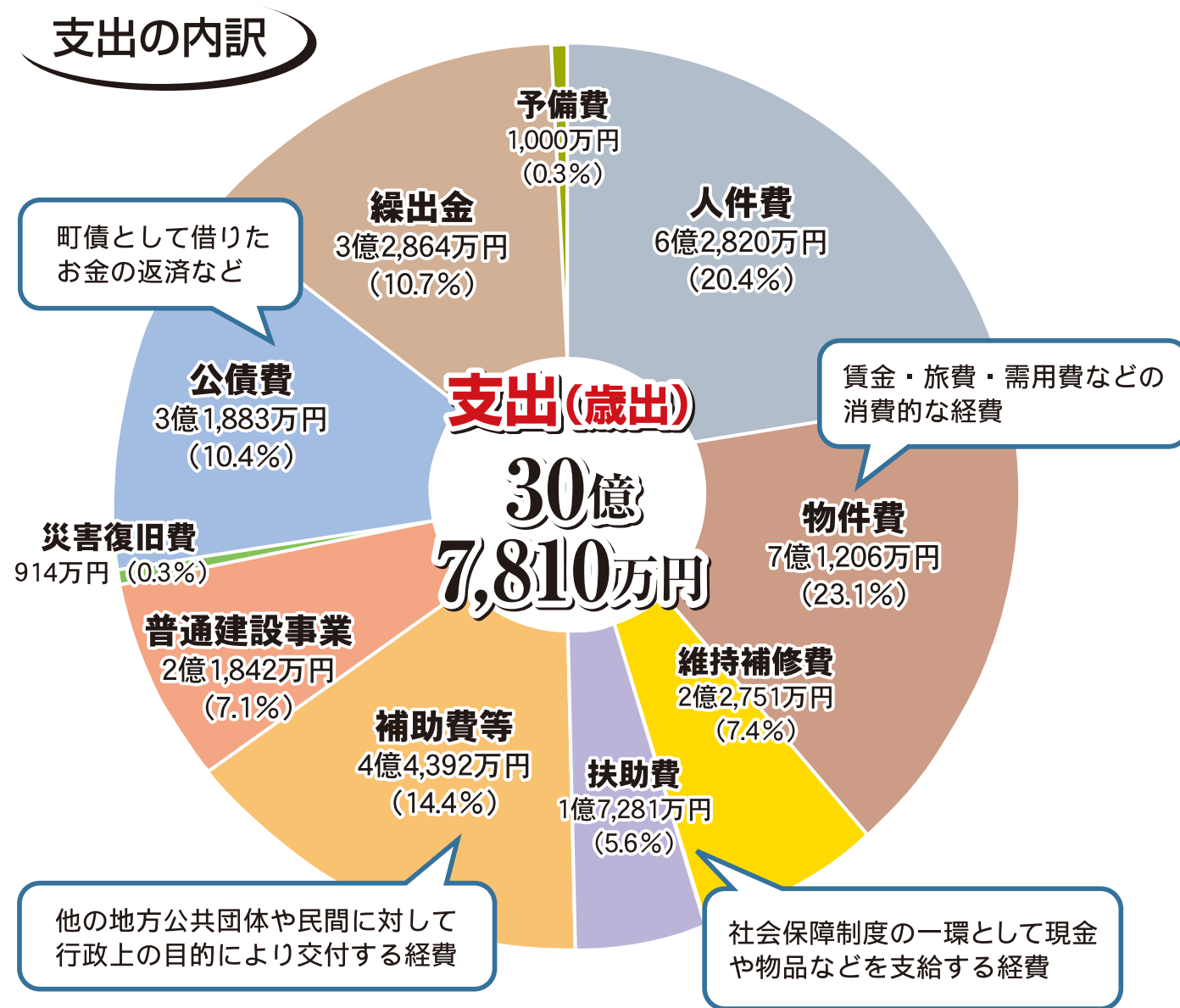
収入の内訳



令和5年度 各種会計予算額								
会計区分	一般会計	特別会計						
		国民健康保険	七川診療所	明神診療所	へき地診療所	簡易水道	介護保険	後期高齢者医療
会計区分	30億 7,810万円	4億 1,718万円	7,271万円	6,179万円	2,115万円	7,160万円	5億 3,729万円	1億 1,488万円
前年度比	1億 3,630万円	△2,838万円	△383万円	△588万円	△105万円	△82万円	△622万円	286万円

委託料に6,300万円

支出の内訳



令和5年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額がそれぞれ30億7,810万円となりました。4年度と比較して1億3,630万円の増。住民生活に必要な施策を十分に検討・調整した予算編成。

5年間の一般会計予算の推移 (当初予算)

年度	歳入(総額)	歳出(総額)
31年度	30億9,840万円	29億1,580万円
令和2年度	30億6,070万円	29億4,180万円
令和3年度	30億7,810万円	29億1,488万円
令和4年度	30億7,810万円	29億1,488万円
令和5年度	30億7,810万円	29億1,488万円

令和5年度一般会計予算 歳出の主なもの

令和5年度一般会計予算 歳出の主なもの		
総務費		
一般管理費	庁舎常駐警備業務委託料	748万円
財産管理費	法定外公共物補修工事（三尾川）	600万円
諸費	ふるさとバス運行委託料	2,838万円
企画調査費	ふるさと納税業務委託料	8,418万円
地籍調査費	測量委託料（池野山）	2,088万円
民生費		
社会福祉総務費	社会福祉協議会助成	4,812万円
障害者福祉費	障害者自立支援費	1億741万円
福祉医療費	子ども乳幼児医療費	534万円
	重度心身障害児者医療費	1,557万円
児童福祉総務費	学童保育所委託料	542万円
保育所費	空調設備工事	469万円
衛生費		
尿尿処理費	尿尿処理施設運営分担金	1,327万円
	尿尿処理施設建設分担金	1,635万円
農林水産業費		
農業振興費	農業者育成支援事業補助金	165万円
	次世代投資資金	150万円
農地費	農道維持補修工事（楠）	6,240万円
山村振興対策事業費	有害駆除関係報償	1,802万円
林業総務費	林業関係専門員報償	80万円
林業振興費	森林機能等回復整備事業補助金	4,000万円
	意向調査業務委託料	1,208万円
林道事業費	林道改良工事（和深鶴川線）	2,700万円
商工費		
商工振興費	移動販売事業支援補助金	160万円
観光費	日本オオサンショウウオの会全国大会補助金	186万円
土木費		
道路維持費	道路維持補修費	2,990万円
	道路舗装補修費	3,715万円
建設残土処理施設費	残土処理場整備詳細測量設計業務委託料	6,300万円
消防費		
災害対策費	デジタル防災行政無線施設整備工事	1,821万円
教育費		
事務局費	教職員ストレスチェック業務委託料	34万円
	地産地消給食推進事業補助金	50万円
学校管理費	空調設備工事（高池小など）	369万円
公民館費	中央公民館屋上防水改修工事	930万円
	中央公民館周辺改修工事（フェンス）	286万円

一般会計補正予算（第12号）

歳出

総務費

問

財産管理費の宅地造成候補地測量業務委託料が573万円減額になっているが、もう終了したということか。

答

完了している。

民生費

問

老人福祉費の配食サービス事業委託料が35万円増額になっているが、増額になった地区と理由は何か。

答

地区については特になく、全体的に増えている。

理由は高齢者の方の体調や生活環境の変化

土木費

問

建設残土処理施設費の残土処理施設整備基金積立金が、2億3000万円計上されている。全体の計画はどのようになっているのか。

答

全体計画は今のところまだない。

先に設計業務などの調査をして、国、県との協議によって、どのように埋めていくのか、工事費を積算し、全体計画を出していく。

問

新聞に掲載される前に、地元への説明を十分にすべきではないか。非常に道路事情も悪

いところがある。通路もあり10トンダンプが通ると危険な箇所もある。

答

詳細については、国、県と並行して、地区への説明もおこなってきたい。

運搬経路はまだ決まっていない。協議しながら、影響の少ない方法を話し合っていく。

教育費

問

学校管理費の部活動指導員謝礼が、116万9000円減額になっている。指導員がどの程度生徒を指導したのか。また、減額することにより、先生の負担は増えたのではないか。

答

部活動指導員派遣事業は、中学校の部活動において、顧問教師が一人で指導している部

に対して実施するものであったが、予定していた指導員が来るこ

ができなくなつたため減額となつた。前年度もこの事業はなかつたので、先生の負担は変わらない。

議員

部活動において、先生の負担は大変な状況である。県の制度を活用して、ぜひ改善するようにしていただきたい。

一般会計補正予算（第13号）

緑越明許費

土木費

問

大柳高瀬線は緑越明許費で2637万円増えた。なおかつ補正予算で500万円計上されている。

答

4月上旬に完了できるのか。

業者と打ち合わせしたところ、4月上旬に



クラブ活動の様子

できるといふことである。

問

吹き付けの所を正面から見ると、垂直方面に2カ所、水平にも何カ所か（打ち継ぎ）ある。コンクリート吹き付けがかぶせにいくと、斜めの筋が入って水が入りやすい。どのような指示を出しているのか。

答

「土木請負工事必携」の中で工事中断時には、吹き付け端部が次第に薄くなるように施行し

るのか。

て終了し、再開時には湿らしてから吹き付けをおこなうようにということになっている。

問

高さがあり、上に地山がある場合はストレーンガードや落石防止フエンスが必要なのではないか。

答

崩落のおそれがある箇所を切り崩して斜面の安定を図った。

今後はパトロールなどをおこなって異状が発見された場合は対策を検討していく。

令和4年度一般会計補正予算（第12号）歳出の主なもの

総務費		
財産管理費	宅地造成候補地測量業務委託料	△573万円
地籍調査費	測量委託料	△201万円
民生費		
社会福祉総務費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	△600万円
障害者福祉費	障害者自立支援費	△1,275万円
老人福祉費	配食サービス事業委託料	35万円
保育所費	高池保育所外部塗装改修工事	△150万円
衛生費		
予防費	予防接種委託料	△337万円
農林水産業費		
農業振興費	農業者育成支援事業補助金	△97万円
山村振興対策事業費	有害駆除関係報償	△500万円
土木費		
道路維持費	道路維持管理委託料	△131万円
建設残土処理施設費	残土処理施設設備基金積立金	2億3,000万円
教育費		
学校管理費	部活動指導員謝礼	△116万円

令和4年度一般会計補正予算（第13号）歳出の主なもの

災害復旧費		
公共土木施設単独災害復旧費	現年単独災害復旧工事	500万円
繰越明許費		
総務費		
総務管理費	ふるさとバス購入事業	980万円
農林水産費		
農業費	西畑谷古池廃止事業	1,422万円
土木費		
道路橋梁費	橋梁維持事業	1,500万円
災害復旧費		
公共土木施設単独災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	4,737万円

一般質問

みんなの願いを町政に

4議員の質問事項は、次のとおりです

淡佐口 幸男 (12ページ)

- ・古座川町観光協会の体制の強化と地域の活性化を

樫原 貴子 (14ページ)

- ・刈り草を一般廃棄物として処分せずに堆肥にする取り組みを
- ・宇津木地区の水道に再び塩水が混入していることへの対策は住民は我慢の限界である

洞 佳和 (13ページ)

- ・ぼたん荘の改修
- ・移動投票所の設置と公営掲示板
- ・融雪剤の散布

大屋 一成 (15ページ)

- ・町長の政治姿勢を問う
- ・日本一の少子化対策について
- ・道路改良工事に伴う協力用地の登記について
- ・決裁などについて
- ・大型事業について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたえず、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

古座川町観光協会の体制の強化と

地域の活性化を図れ

淡佐口 幸男



現行の観光協会事務所は、コンテナをリースし、事務所がわりにしている。事務員がいるのかいないのかもわからない状態での運営を町長はどう考えているのか。

町長 現在道の駅虫喰岩を拠点に古座川町の観光の中心的な役割を担っている。事務所は、売店フロアが手狭になったため観光協会がコンテナをリースしている。



定住センター跡（直見）

質問 このような環境で仕事をさせていることに對する町長の考えは。

副町長 我々としても観光協会事務所の改善については、議員と同じ考えであるが、もう少し時間をいただきたい。

質問 観光協会の体制強化を図るために、現行のコンテナを撤去して、撤去跡地へ観光案内所と事務所及びレンタサイクル用の車両保管庫設備を新設出来ないか。

町長 観光拠点施設として定住センター跡地（直見地区）の施設改修計画を進めており、将来的には観光協会事務所の移転も考えていきたい。

質問 道の駅の土地建物は古座川町の所有である。そのあたりも十分考慮すれば事務所は建設可能である。

副町長 観光協会設立時事務所を真っ先に建てることはまずの目標にしていなかった。高速道路の延伸もあり今後十分検討していく。

質問 私はいろんな観光地へ行つたが、コンテナで仕事をしている観光協会は見たことがない。ハード面では、役場が主体となり足元固めをし、独立させるのが筋ではないか。

町長 今もコンテナというのは気になっている。

質問 定住センター建物周辺整備はいつ完成するのかは分らない。あの建物を事務所改装しても何もない、誰もいない所へ観光協会事務所を移転して、観光客は本当に来るのか。

町長 周辺整備は、現在公募により、民間の事業者を募集する計画中である。観光協会事務所移転は、周辺整備ができ、観光客が訪れる状態になったタイミングで考えていく。

議員 安易な思い付きで、事務所をあちらこちらと移転させることはやめていただきたい。古座川町と観光協会が十分協議し、町の活性化に繋げてほしい。

質問 観光協会は今まで古座川町の魅力を発信し続け、協会の基本的な役割は果たしてきた。



古座川町観光協会事務所（池野山）

町長 しかし足踏み状態である。そろそろ一般社団法人化し、責任能力や、あるいは基盤強化を図り、自主財源の確保ができる方向へ導くことが必要ではないか。

町長 観光協会の一般社団法人化は、町としても将来的には自主財源を確保していただき、独自の営業の実施を期待する。

質問 地域の活性化に向けてキャンプ場や宅地造成など、多くの取組み計画をおこなっているが、完成までの期間が

町長 ご指摘のとおり、各事業において様々な課題をクリアしながら早期の完成に向けて取り組んでいるが、時間がかかっているのも事実である。今後、そういう期日を設定しながら事業計画の進捗管理に努めていきたい。

町長 （この文章は本人がまとめたものです）

町費の節約はできたのではないか

洞 佳和



の影響をふまえて、臨時交付金の活用をおこなってきた。

ぼたん荘から経営が厳しく今年3月末日をもって、営業を停止したいとの申し出があった。

古座川町としては、令和6年度以降に計画していた改修計画を前倒しをして進めていく。

ぼたん荘を休館して改修し、健康福祉施設として再出発すべきであると提案してきた。

ふるさと振興公社(ぼたん荘)から、3月末日をもって営業を停止したいとの申し出が出されている。

新型コロナウイルスが流行してから、3年間に約1億円の町費がすぎ込まれた。

もっと早く決断してぼたん荘の改修をおこなえば、「1億円の町費」の何割かは節約できたのではないか。

ぼたん荘の経営についてはコロナ感染拡大

い。向こう(ぼたん荘)からこれ以上経営できないとのことであったので見切りをつけた。

無尽蔵に金があるわけではない。毎年何千万円もぼたん荘につき込むことはできないとの考えは、まったく同感である。

限られた古座川町の財源の中でぼたん荘の改修をおこなうためにも、もっと早く決断をすべきではなかったのか。イエスかノーで答えて下さい。

経営権はぼたん荘が持っている。今回は向こうから3月末日をもって経営をやめたいとの申し出があったので受け入れた。

昨年12月議会で、ぼたん荘の改修案は早

く公表して、広く町民の意見を聞き、いいものを作るべきであると提案した。

現在に至るも公表されていない。いつ公表するのか。

4人部屋の一部を個室化し、シャワーなどの整備を計画している。

宿泊施設としての機能を残しながら、健康福祉施設としての位置付けを明確にすることが大切である。

正月や盆に親戚が来たときはぼたん荘に泊まりたい。その時は家族一緒に泊まれる設備にしてほしいとの意見もある。

早く公表して、町民の意見を反映すべきである。

我々とほぼ合致している。理解してほしい。

理解するためにも、改修案をどうして公表しないのか。

4人部屋の何室を改

修するのか。宴会場やレストランはどうするのか。

地域振興課長

何室かはまだ決めていない。宴会場やレストランの改修は予定していない。

町長

凍結が予想されるときは、主な道路や、橋の上は前日にまいていく。

町長

地域の実情をよく知っている、区長さんの意見を聞いて実施していただきたい。

建設課長

区長さんの意見を聞いていきたい。(この文章は本人がまとめたものです)

融雪剤は前日に

降雪や寒波が予想されるときは、前日に融雪剤をまくなどの対応が取れないのか。



ぼたん荘

わが町も環境行政の取組みを

檜原 貴子



刈草を資源として有効利用し堆肥化するべき

令和4年度の町道の草刈りが80kmのところ、20kmしか刈ることができなかつた。
令和3年度と同じ予算であつたにもかかわらず4分の1しか刈ることができなかつた。
原因は今まで放置していた刈草を処分しなければいけなくなつたこと。これは大きな要因ではないか。
令和4年度の刈草の処分及び運搬にかつた費用はいくらで、草

刈り費用の何%を占めているのか。

建設課長

令和4年度の草刈り委託費418万円のうち、収集、運搬処分、誘導員を含めて231万円です。

質問

令和5年度の草刈りの予算はいくらか。

町長

450万円である。

質問

令和4年度は4分の1しか草刈りができていないにもかかわらず、今年度も450万円の予算で、さらに55%もの費用が運搬にかつてしまう。10年、20年と考えると、町の税金をつぎ込み、草刈りが増えれば増えるほど処分費も増える悪循環である。

この刈草を一般廃棄物として処分せずに有

効な資源として堆肥を作り再利用するべき。

建設課長

座川の豊かな圃場づくりに役立ち、さらに処分費用の削減にもなるのではないかと。

建設課長

道路の草を集める時石など混入するので堆肥にするのは難しい。検討が必要である。

町長

農業振興も必要だが、高齢化が進み、米や野菜を作る人も少なくなつてきている。議員と一緒に議論を重ねる必要がある。

議員

他県ではいろいろな事業が動き出している。埼玉県緑のリースイクル事業。
近畿地方整備局の堤防の刈草を堆肥として有効利用。
徳島県整備部は公園

や多目的広場の刈草をリサイクルセンターの整備をして学校を巻き込んだ取り組み。各課でたらい回しにせず、垣根を越えて團結すべき。

宇津木の塩水問題で住民は我慢の限界である

3月に入り宇津木の水道の塩水濃度が再び500mg/lを超えてきている。緊急事態だと認識できているのか。

地域振興課長

大変緊急的な状況だと認識している。

質問

現在の取水場所を使うのはもう不可能であると考える。水源は確保できているのか。

地域振興課長

取水場所については現在、専門業者とも話しながら、地区の方がたとも協議しながら進めている。

質問

調査は始まっているのか。

地域振興課長

3月13日に業者に現地を見てもらった。全体的な計画を示してもいい、また協議していい。

質問

予算は確保できているのか。

地域振興課長

当初予算では、まだ確保できていないが計画が固まり次第、予算確保に向けて進めていきたい。

議員

予算確保できていないのであれば、すぐに

補正予算を組んで調査して工事を進めるべき。

専決処分でもいいくらいである。

毎日飲む飲料水でもあるので一日たりとも住民の方は待てない状況である。ペットボトルを配られたところで到底まかないきれない。

塩水を飲んで過ごせば健康被害が起ころはずである。

一日も早く宇津木地区に新鮮な水を届けるよう要請する。

(この文章は本人がまとめたものです)



資源の有効活用

町長の政治姿勢を問う

大屋 一成



町民の生活を救え

生活していく上で、必要な全ての物が値上がりして、3月も2000品目超が値上

品目	企業名	値上げ前	値上げ後
食品	キユーピーあえる バスソースたらの (キユーピー)	233円	249円
飲料	味ぽん600ml (ミツカン)	426円	459円
菓子	ブラックサンダー (有楽製菓)	30円	35円
菓子	霜見だいふくパニラ (ロッテ)	150円	160円
菓子	マウンレーニア カフェラッテ 240ml (森永乳業)	160円	170円
菓子	かけうどん並 (丸亀製麺)	360円	390円
日用品	熱さまシートこども用 16枚入りなど (小林製薬)	3円	17%
交通	初東り運賃(JR東日本)	140円	150円
交通	同(東京メトロ)	170円	180円

3月の主な値上げ

これまで地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策、そして原油価格や物価高騰による生活支援をおこなってきた。今後も物価の上昇をかんがみ、住民の皆様への負担軽減や支援

3年度の住民税の所得状況をみると250万未満の方が対象者のうち77%となっている。今年度の値上げは4月までに1万品を超える見込みであり、今こそ町単独事業で、5万円を町長の英断ですべきである。

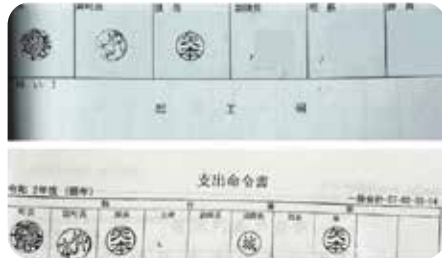
質問
3年度の住民税の所得状況をみると250万未満の方が対象者のうち77%となっている。今年度の値上げは4月までに1万品を超える見込みであり、今こそ町単独事業で、5万円を町長の英断ですべきである。

決裁はこれでもいいのか

建設課で、令和3年3月31日検査したとされている2件の工事について、起工何と見積書は、起案者、課長、

国策も踏まえて様々な観点から、町民の生活を支えていくための予算化に取り組みたいと考えている。

総務課長



決裁文書

町長 押印していない理由は事務処理の遅れがあったことによるもの。古座川町役場決裁規定で、起工や支出命令書は町長の権限、金額により副町長、課長になる場合があり、基本

副町長、町長の印しがなく。支出命令書(緑越明許)は課長、副課長(2名中1名)の印。支出命令書(現年)は課長、副課長(2名中1名)副町長、町長の印しかない。基本的には全員決裁であり、課の係、班長副課長などの印がないのはどういう理由なのか。

的に課長以下の職員の権限は限定されており、全員が押印しない場合も当然でてる。

私はそれにとつてやっているの、特段、指摘のようなことには当たらないと思っ

議員

この2件の工事に関して、議会事務局、建設課以外の課で、この様なことはあるのかと聞くと、無いとの回答である。会計管理者の考えは。

1つの工事に関しては、11月に終わって、それを3月末まで延ばした。もう1つの工事は2月17日、18日ぐらいに終わっていた。この件については、議事録にも載っている。

今、現在でも印が抜けているのは多々ある。課長、副町長、町長決裁、そこに印が押してある場合は、特に指導していない。

4月15日ぐらいに支払い方法については、決まっていなかった。蓋をあげたら。3月31日に検査したと、一般的に業者は検査終了後2、3日で支払い請求書を出す。この件に関しては、検査後40日以上経過した5月12日に出して、5月25日に支払われている。

全員決裁でなくてもいいと言うことなのか。極端に言えば、町長の印さえあれば支払いできるということなのか。それなら、係、課員、班長とかの欄を無くしたらよい。全員で確認して印を押し不適切なことを無くすべきではないのか。

日にちを遡ることが当たり前になるようになってきている現状の中で、ちゃんと取り組んでいかなければ、職員からの信頼もなくなるのではないのか。(この文章は本人がまとめたものです)

町長 歳出とか歳入については、全部、監査を受けている。

条例制定及び改正

古座川町犯罪被害者等を支援する条例を制定する

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、被害の回復及び軽減を図るため、条例を制定するものである。

第3条では支援についての基本理念、第4条、第5条では、犯罪被害者等に対する町、住民等の責務について定め、第6条では、相談に応じ、必要な情報の提供および助言、関係機関との連絡調整をおこなう旨、また、第7条では、被害者等の経済的負担の軽減を図るための見舞金について定めている。令和5年4月1日から施行する。

問 入居への優遇措置とあるが、家賃を減らすとか、順番を優遇するとかのことか。
答 そういうことである。現在の入居者に出て行ってもらい、代わりに入ってもらうことにはならないと思うが、方法は。

問 県内では、公益社団法人紀の国被害者支援センターが認定されている。
問 周知の方法は。
答 回覧、町内放送、ホームページで周知していく。



古座川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

出産育児一時金の改正を行うもの。40万8000円を48万8000円に改めるものである。現行は産科医療保障制度の掛け金の加算分の1万2000円を合わせ、支給総額は42

古座川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

万円であるが、50万円になる。令和5年4月1日から施行する。
資産割を廃止し、3方式に税制改正を行っている。令和5年度の県への納付金の状況及び県の運営方針を勘案し、応能・応益割の調整を図るため、税率改正をおこなうもの。
1号では特定世帯及びそれ以外の世帯について3万5800円を3万円に、2号では特定世帯は1万7900円を1万5000円に、3号では、特別継続世帯は2万6800円を2万2500円に改めるもの。

また国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税分の世帯別平等割額についても規定しており、それぞれ1万1000円を8000円に、5500円を4000円に、8250円を6000円に改めている。



古座川町家族介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例

現在月額7000円となっていたものを1万円に改めるもの。受給資格は、本町に6カ月以上住所を有し、現に居住する者で、町県民税非課税世帯に属し、重度要介護者、要介護4、5の方を在宅で、6カ月以上にわたり介護するものとなっている。現在受給している方は1名である。令和

5年4月1日から施行する。

問 身体障害の方には年齢制限がない。高齢者と年齢制限を設けているのはなぜか。

答 介護認定の対象になる方は65歳以上の方と、身体障害者であるが、障害者の中でも、40歳以上65歳未満の手帳を持っていての方と、特定の疾病にかかっている方である。特定の疾病とは、末期がん、重度の認知症など、16の疾病にかかっている方である。

残土処理施設整備
基金条例の制定

残土処理施設の設計及び工事等の資金に充てるため、基金として積み立てるもの。池野山町有地への残土処理施設、整備を予定している。

問 新たな基金を制定す

るということだが、眠っている基金があると思う。基金の内容を改正することで対応できないか。

答 串本太地道路整備に伴う残土処理である。

ほかの基金と目的が改正できるのかどうか、今すぐに答えられない。基金はその目的がある限り、眠っているのではなくて、使っていないだけである。目的がある限り、なくすわけにはいかない。経費が結構掛かりそうで、すぐ対応できる基金であると思っている。不要なものを見直して変えていきたい。



古座川町家族的保育
事業等の設置及び
運営に関する基準を
定める条例の一部を
改正する条例

平成27年に施工された市町村の認可事業として新たに制度化された事業で、少人数の単位でゼロ歳から2歳までの子供を主に預かる事業。

問 利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとあるが具体的には。

答 置き去りを防ぐバザーの設置などがあるが、令和6年の3月31日までにそれが困難な時は、かわる措置として、目視などがある。

古座川町子ども
育て会議条例の一
部を改正する条例

問 関係法律の整備に関する法律が令和5年4

月1日から施行されることに伴い改めるもの

問 子育て会議は何名で、どんな方か。

答 11名で、保護者、教
育長、小学校関係、指導
主事、保育所の先生、学
童の代表者、健康福祉
課長、保健師、小学校、
および保育所の保護者
代表となっている。



発議第1号

古座川町議会の個人
情報の保護に
関する条例の制定

個人情報保護法施行
条例については12月に
可決したが、議会は対
象外となっていたため



問 新たに制定するもの。

答 議会における個人情報とはどんなものか。

答 請願、陳情の署名簿、議員名簿、傍聴人受付簿などがある。

討
論

反対

個人情報を共通ルールの下で一元化することで、自治体を持つ個人情報を匿名加工することを条件に、営利企業が利用できることになる。匿名加工の作業を外部委託することになり、個人情報は守れないので反対する。

賛成

個人情報の適正な取り扱いの確保に関する基本的な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、あるいは訂正および利用停止を求める権利を明らかにすることに、個人の権利、利益を庇護することが必要である。原案に賛成である。

採
決

賛成多数で可決。

反対 洞佳和

賛成 佃奈津代 瀧口定延
中田善和 榎原貴子
淡佐口幸男

2月9日 第1回臨時会

第1回臨時会 一般会計補正予算 (第11号)



- ・繰越明許費の追加
- 町道西川成川線災害復旧工事1260万円計上。
- ・国庫支出金の補正
- 公共土木施設災害復旧工事費など補助金1560万円を計上。
- ・公共土木施設災害復旧費の補正。
- 公共土木施設災害復旧工事費2100万円を計上。
- ・林道事業費の補正

林道小匠小森川線トンネル工事費280万円を計上。

・学校管理費の補正
特別支援教室改修事業費130万円を計上。

問 災害復旧工事（成川）の工期はいつまでなのか。

答 工期は180日を予定している。入札日もよるが、9月上旬の完成を予定している。

問 特別支援学校の改修は、昨年の12月に高池小学校がおこなっている。今回は明神小学校の改修ということであるが、なぜ一緒にしなかったのか。

答 昨年の12月段階では保護者の意向が確認できなかった。手続きの完了が1月になったため今回の補

正の提出となった。予備費は必要以上に持たずに、起債の返済などにあてるべきではないか。

問 予備費の額の上限はないが、3月に基金への積み立てを検討している。

答 予備費の額の上限はないが、3月に基金への積み立てを検討している。

議会日誌

《1月》

4日 仕事初め式

6日 議会便り編集委員会

9日～11日 市町村アカデミー研修会（千葉県）

12日 議会便り編集委員会

17日 議会便り編集委員会

24日～25日 「串本太地道路」古座川ICアクセス道整備に係る要望（東京）

27日 議会便り編集委員会

30日 県町村議会議長会臨

時総会及び県幹部との意見交換会（和歌山市）

《2月》
8日 第42回北方領土返還要求和歌山県民大会（新宮市）

9日 議会運営委員会
第1回臨時会
全員協議会
令和4年度議長・副議長・事務局長研修会（那智勝浦町）

10日 全員協議会

22日 議会運営委員会

訂正とお詫び

前回の議会だより第152号において、5ページの古座川町給水条例の一部を改正する条例について、最下段の採決において、大屋一成議員は、賛成となっていました。訂正してお詫びします。



芝桜（下露）

編集委員会より

今年、春の訪れと共に古座川町は桜の花が咲き乱れ美しい景色を求め、昨年以上に沢山の人がやってきました。

気が付けばかれこれ3年以上、新型コロナウイルス感染症に振り回される日々が続き、自粛が余儀なくされていましたが、政府対策本部は、5月8日に2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類へ移行する方針を決定しました。

このことにより議会も、国や県へのより広い活動に取り組んでまいります。

3月議会では町長の施政方針が示され、議会は当初予算を審議し、可決しました。町民みなさんの意見を反映した暮らしやすいまちづくりを心がけ、町の発展に貢献していきたいと考えます。

（榎原 貴子）